

## 「消費税法改正に伴う認定手数料に関するお知らせ」

消費税法改正に伴い、認定センターの消費税対象となる認定業務\*<sub>1</sub>におきましては、消費税率引き上げに伴う「経過措置」\*<sub>2</sub>により、消費税率の取扱いが下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

### 記

1. 平成31年(2019年)3月31日までに受け付けた認定業務については、消費税率引き上げの施行日である令和元年(2019年)10月1日に業務が完了\*<sub>3</sub>していない場合であっても、消費税率8%が適用されます。
2. 経過措置の指定日\*<sub>4</sub>である平成31年(2019年)4月1日以降に受け付けた認定業務については、令和元年(2019年)9月30日までに業務が完了した場合には消費税率8%が適用され、令和元年(2019年)10月1日以降に業務が完了した場合には消費税率10%が適用されます。
3. 消費税率引き上げの施行日である令和元年(2019年)10月1日以降に受け付けた認定業務については、消費税率10%が適用されます。

認定センターでは、上記の経過措置及び認定業務の標準的な処理期間\*<sub>5</sub>を考慮して、令和元年(2019年)5月1日以降の受付分につきましては、認定手数料に消費税10%を加算して請求させていただきます。ただし、令和元年(2019年)9月30日までに業務が完了した場合は上記2. が適用されますので、消費税率の差額2%をご返金します。

また、平成31年(2019年)4月1日から平成31年(2019年)4月26日の受付分につきましては、令和元年(2019年)10月1日以降に業務が完了した場合には、消費税率の差額2%を追加で納付していただきます。

以上、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

平成31年(2019年)4月12日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター (IAJapan)

\*1) 消費税対象の認定業務

- ・ASNITE認定プログラムにおける初回認定審査、認定維持審査、追加認定審査、再認定審査、臨時審査
- ・JCSS認定プログラムにおける初回認定審査、認定維持審査、追加認定審査、再認定審査、臨時審査
- ・JNLA認定プログラムにおける初回認定審査、認定維持審査、追加認定審査、再認定審査、臨時審査

(なお、法令に基づくJCSS登録(更新)審査、JNLA登録(更新)審査、MLAP認定(更新審査)の各申請手数料には、消費税はかかりません。)

\*2) 経過措置については、国税庁消費税室公表資料「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A【基本的な考え方編】」(平成30年10月)をご覧ください。認定業務は問19の「その他の請負に類する契約」に該当します。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>

\*3) 業務完了日とは、以下の通知日(交付日)をいいます。

- ・認定審査又は再認定審査にあつては認定又は認定拒否の通知日(例:認定証に記載される交付日)
- ・認定維持審査及び臨時審査にあつては認定継続又は認定継続拒否の通知日(例:認定継続通知書の交付日)

\*4) 経過措置の指定日(平成31年(2019年)4月1日)とは、消費税率の引き上げられる施行日(令和元年(2019年)10月1日)の半年前になります。

\*5) 標準的な処理期間とは、申請受付から業務完了までの認定センターの業務処理日数であり、およそ150日程度です。申請事業者又は認定事業者の対応日数(例:不適合事項に係る是正処置日数等)は含まれません。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター(IAJapan) 計画課 山崎、加藤、岡村

メール: [iajapan-info@nite.go.jp](mailto:iajapan-info@nite.go.jp)

電話: 03-3481-1946 FAX: 03-3481-1937